

田辺周辺広域市町村圏組合規約

- 制定 昭和 46 年 3 月 16 日
和歌山県指令地第 230 号許可
- 改正 昭和 49 年 4 月 17 日
和歌山県指令地第 383 号許可
- 改正 昭和 50 年 8 月 1 日
和歌山県指令地第 486 号許可
- 改正 昭和 57 年 3 月 31 日
和歌山県指令地第 175 号許可
- 改正 昭和 57 年 10 月 25 日
和歌山県指令地第 652 号許可
- 改正 昭和 60 年 10 月 1 日
和歌山県指令地第 679 号許可
- 改正 平成 4 年 10 月 1 日
- 改正 平成 5 年 1 月 28 日
和歌山県指令地第 347 号許可
- 改正 平成 7 年 2 月 1 日
和歌山県指令地第 744 号許可
- 改正 平成 7 年 4 月 3 日
- 改正 平成 11 年 3 月 31 日
和歌山県指令市町村第 383 号許可
- 改正 平成 16 年 9 月 30 日
和歌山県指令市町村第 532 号許可
- 改正 平成 17 年 1 月 25 日
和歌山県指令市町村第 794 号許可
- 改正 平成 18 年 2 月 10 日
和歌山県指令市町村第 173 号の 20 許可
- 改正 平成 19 年 3 月 15 日
和歌山県指令市町村第 2 号の 43 許可

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、田辺周辺広域市町村圏組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町)

第 2 条 組合は、みなべ町、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する事務
- (2) 紀南文化会館の設置、管理及び運営に関する事務
- (3) 病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務
- (4) ふるさと市町村圏計画の策定並びにふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務
- (5) 休日急患診療所の設置、管理及び運営に関する事務
(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、田辺市朝日ヶ丘23番1号、西牟婁総合庁舎内に置く。

第2章 議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とする。

2 組合議員は、関係市町の議会の議長及び副議長をもってあてる。ただし、田辺市にあつては議長、副議長のほか当該議会議員のうちから選挙された者5人をもってあてる。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、議長及び副議長にあつては関係市町の議会の議長及び副議長としての任期とし、他の組合議員にあつては当該議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会に議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合議会において選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者1人、副管理者2人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、組合議会において関係市町の長のうちから選任する。

3 管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序により副管理者がその職務を代理する。

4 会計管理者は、田辺市会計管理者の職にある者をもって充てる。

5 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

(管理者等の任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、4年とする。

2 管理者及び副管理者は、関係市町の長でなくなったときその職を失う。

(運営理事会)

第10条 この組合に運営理事会を置く。

2 運営理事会は、管理者、副管理者及び関係市町の長をもって構成する。

3 運営理事会は、組合の運営の基本事項について協議する。

4 その他運営理事会に必要な事項は、別に規則で定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 経費

(組合の経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、関係市町の負担金、国庫支出金、県支出金、借入金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 前項に規定する関係市町の負担金の割合は、別表第1の定めるところによる。

第5章 基金

(基金の設置)

第13条 ふるさと市町村圏の振興整備に資するため、田辺周辺ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

(関係市町村からの出資)

第14条 関係市町は、別表第2に定める割合により基金に出資するものとする。

(出資金総額相当額の処分の制限)

第15条 基金のうち関係市町からの出資金総額相当額については、これを処分することができない。

(基金財産に対する関係市町の権利)

第16条 基金が廃止されたときは、基金財産に対する関係市町の権利は、各市町の出資割合による。

付 則

この規約は、許可の日から施行する。

付 則 (昭和49年4月17日)

この規約は、許可の日から施行し、昭和49年5月1日から適用する。

付 則 (昭和50年8月1日)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

付 則 (昭和57年3月31日)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

付 則 (昭和57年10月25日)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

付 則 (昭和60年10月11日)

1 この規約は、知事の許可の日から施行する。

2 改正後の第9条第1項の規定は、管理者、副管理者、収入役それぞれの次の任期から適用する。

付 則 (平成4年10月1日)

この規約は、関係市町村の協議が整った日から施行する。

付 則 (平成5年1月28日)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成7年2月1日)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成7年4月3日)

この規約は、関係市町村の協議が整った日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日)

1 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規約による改正前の田辺周辺広域市町村圏組合規約(以下「改正前の規約」という。)第3条第2号に係る事務のうち隔離病舎の建築に要した地方債の元利償還に関するものは、改正後の第3条の規定にかかわらず当分の間、なお従前の例による。この場合において、関係市町村による元利償還金の負担割合は、改正前の規約別表第1第2号に定める経常経費に係る負担割合によるものとする。

附 則 (平成16年9月30日)

改正 平成18年2月10日

1 この規約は、平成16年10月1日から施行する。

2 改正後の第14条及び別表第2の規定にかかわらず、みなべ町は、合併前の南部町及び南部川村が田辺周辺ふるさと市町村圏基金に出資した金額の合計額を引き続き出資するものとする。

附 則 (平成17年1月25日)

改正 平成18年2月10日

1 この規約は、平成17年5月1日から施行する。

2 改正後の第14条及び別表第2の規定にかかわらず、田辺市は、合併前の田辺市、龍神村、大塔村及び中辺路町が田辺周辺ふるさと市町村圏基金に出資した金額の合計額を引き続き出資するものとする。

附 則 (平成18年2月10日)

1 この規約は、平成18年3月1日から施行する。ただし、第1条中別表第1の改正規定、第2条及び第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

2 改正後の第12条第2項及び別表第1の規定にかかわらず、白浜町の平成17年度分の組合の経費に係る負担金(以下この項において「負担金」という。)の額は、合併前の白浜町及び日置川町が合併しなかったとしたな

らばそれぞれがこれらの規定により負担することとなる負担金の合計額に相当する額とし、他の関係市町の平成17年度分の負担金の額についても、合併前の白浜町と日置川町が合併しなかったとしたならば関係市町が、それぞれこれらの規定により負担することとなる額とする。

- 3 改正後の第14条及び別表第2の規定にかかわらず、白浜町は、合併前の白浜町及び日置川町が田辺周辺ふるさと市町村圏基金に出資した金額の合計額を引き続き出資するものとする。

附 則 (平成19年3月15日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

別表第1 (第12条関係)

区 分		経 費 の 支 弁 方 法
規約第3条に規定する事務	第1号 計 画 策 定	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$
	第2号 紀南文化会館	組合議会の議決を経て定める割合
	第3号 病院群輪番制	均等割 $\frac{10}{100}$ 人口割 $\frac{90}{100}$
	第4号 ふるさと市町村圏計画策定	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$
	第5号 休日急患診療所	均等割 $\frac{5}{100}$ 人口割 $\frac{45}{100}$ 利用割 $\frac{50}{100}$

備考 人口割に用いる人口は、当該予算の属する年度の前年度の属する9月30日現在の住民基本台帳人口による。

別表第2 (第14条関係)

出 資 割 合	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$
---------	---

備考 人口割に用いる人口は、当該出資年度の前年度の9月30日現在の住民基本台帳人口による。